



まさに、にぎわいを呼び戻すためのシンボルとなるこれらの施設は、これからのまちづくりや中心市街地の活性化に中心的な役割を担います。(6条から有明交流プラザを望む)

有明交流プラザ、有明連絡歩道、駐輪場が完成しました。

3月30日(月)から、

ますます便利で快適に

市民の皆さんの意見や提案を取り入れながら建設を進めてきた有明交流プラザ、有明連絡歩道が、3月30日(月)から利用できます。

市の施設なども移転

現在コミュニティプラザにある、市民サービスセンター、空知支庁パースポルト窓口、岩見沢地域食品衛生協会と、空知婦人会館にある、消費者センターは、3月30日(月)から有明交流プラザに移転しますので、利用する方はお間違えのないようお願いいたします。



4月1日(水)から

駐輪場が利用できます

駐輪場は、有料で自転車をとめることができる屋内駐輪場と、無料で自転車をとめることができる屋外の駐輪場があります。

これらの利用期間は4月1日から11月30日までで、それ以降は放置自転車と同じように撤去します。

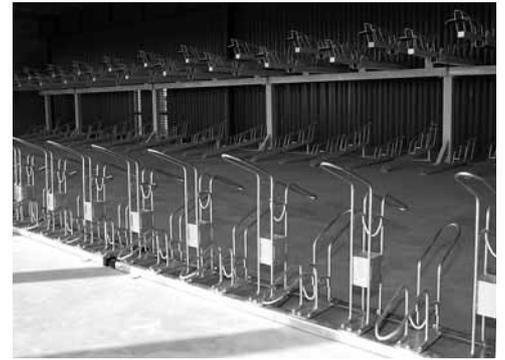
なお、屋内駐輪場は、12月1日から翌年の3月31日まで、自転車の保管ができます。ただし、自転車の出し入れはできません。

屋内駐輪場の利用の申し込みは、4月1日(水)から屋内駐輪場で受け付けします。

皆さん、快適に自転車をとめることができる屋内駐輪場をぜひ利用してみてください。



自転車を置くと、センサーが感知して自動で動くスロープ



安全で快適に、約700台の自転車をとめられます



車イスでも利用できるエレベーターや防犯カメラ

【屋内駐輪場は】

- 駐輪場の3階は、改札があるJR岩見沢駅舎の2階と有明連絡歩道でつながっているので便利です
- 自転車を出し入れできるのは、利用期間内の午前6時から午後10時まで、これ以外の時間は出し入れできません

問合せ先 市複合駅舎開設室
都市整備課

自転車、バイクの

放置禁止区域を設置

市は、自転車等の放置の防止に関する条例を定め、4月1日(水)からJR岩見沢駅周辺は、自転車および原動機付自転車(バイク)が放置できなくなります。

放置された自転車やバイクは、消防などの緊急を要する活動を妨げたり、通行の妨げや景観を害したりします。

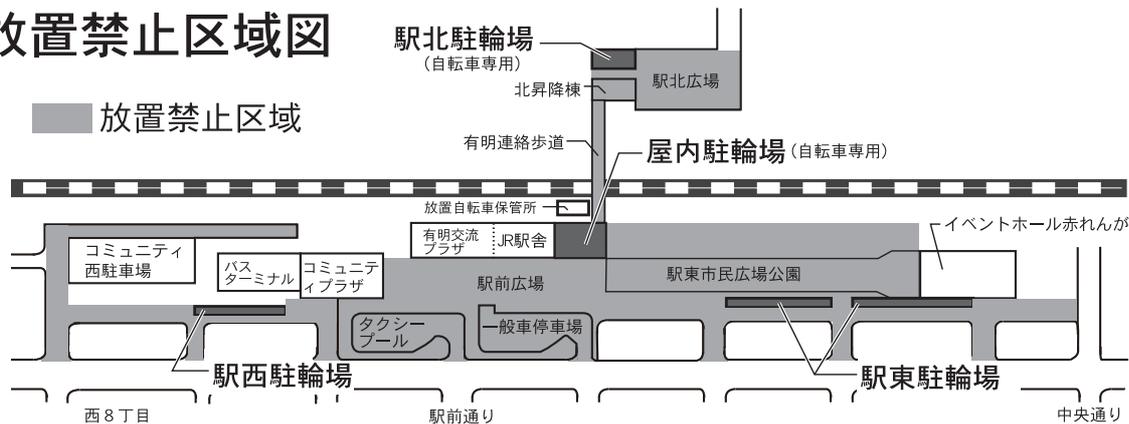
もし、自転車やバイクをとめる場合は、近くの駐輪場にとめ、放置禁

放置禁止区域内の対応

駐輪場以外に自転車やバイクをとめた場合は、移動の警告後(チェーン等でつながれている場合は、チェーンを切断)に撤去

- 保管所で3か月間保管
- 自転車の防犯登録などから所有者がわかった場合は、引き取りの連絡
- 引き取るには、撤去、保管にかかる費用として、自転車1,000円、バイク2,000円が必要

放置禁止区域図



止区域内にはとめることがないよう
ご協力をお願いします。
問合せ先 市土木課